

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第四号の規定に基づき登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

(平成二十五年十月二十九日)

(国土交通省告示第千五十八号)

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第十条第四号の規定に基づき、登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第四号の規定に基づき登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

第一 木造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
木造の建築物の耐震診断の方法	木造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）に定めるところによる木造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、木造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の木造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項

第二 鉄骨造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
鉄骨造の建築物の耐震診断の方法	鉄骨造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の技術指針事項に定めるところによる鉄骨造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、鉄骨造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の鉄骨造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項

第三 鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法	鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の技術指針事項に定めるところによる鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項

第四 鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の技術指針事項に定めるところによる鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。